

公立大学法人大阪工事請負契約に係る最低制限価格設定基準

(目的)

第1条 この基準は、工事請負契約の適正な履行の確保を図るため、公立大学法人大阪契約事務取扱規程（以下「契約規程」という。）第9条の規定に基づいて設定する最低制限価格について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準における予定価格及び最低制限価格の用語の意義は、契約規程に基づく予定価格及び最低制限価格に110分の100を乗じて得た額とする。

2 次条第1項における予定価格算出の基礎となる額は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を合算した額とする。

(設定の基準)

第3条 最低制限価格を設定する場合は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その金額が 予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1）を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1）とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（2）に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（2）とする。

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項ア「直接工事費」とあるのは「直接工事費の額から直接工事費中の現場管理費相当額を減じて得た額」とし、前項ウ「現場管理費」とあるのは「現場管理費の額と直接工事費中の現場管理費相当額との合算額」とする。なお、現場管理費相当額は、「直接工事費」に10分の1を乗じて得た額とする。

3 前2項に掲げる算定方法によることが適当でないと認められる契約については、契約ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内で定める割合を乗じて得た額とする。

(端数処理)

第4条 前条の（1）及び（2）に掲げる価額の端数については、その額が十万円以上の場合は、千円未満の金額を切り捨て、十万円未満一万円以上の場合は、百円未満を切り捨て、一万円未満の場合は、円未満を切り捨てて処理するものとする。

(入札参加業者への周知)

第5条 この基準が適用される入札に際しては、入札公告において、入札参加業者に対して最低制限価格を設定している旨を通知する。

(その他)

第6条 この基準に定めのない事項又はこの基準により難い事項については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、令和4年6月1日より施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以降に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和5年7月1日より施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以降に開札する案件について適用し、同日前に開札する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和5年11月1日より施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以降に公告する案件について適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和6年5月1日より施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以降に公告する案件について適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和8年4月1日より施行する。
- 2 改正後の規定は、施行日以降に公告する案件について適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。